

専決処分した事件の報告及び承認について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百七十九条第一項の規定に基づき、令和六年度江戸川区一般会計補正予算（第二号）を別添のとおり専決処分したので、同条第三項の規定により報告し、承認を求めらる。

令和六年五月二十四日

江戸川区長 齊藤 猛

令和6年度江戸川区一般会計補正予算（第2号）

令和6年度江戸川区の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。  
（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5,775,204千円を追加し、  
歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 332,725,664千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入  
歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和6年4月1日専決

江戸川区長 斉藤 猛

# 第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

科 目		補正前の額	補 正 額	計
款	項			
1	特 別 区 税	62,144,095	△3,409,668	58,734,427
	1 特 別 区 民 税	56,196,523	△3,409,668	52,786,855
8	地 方 特 例 交 付 金	620,000	3,409,668	4,029,668
	1 地 方 特 例 交 付 金	620,000	3,409,668	4,029,668
14	都 支 出 金	27,896,731	5,775,204	33,671,935
	2 都 補 助 金	12,536,700	5,775,204	18,311,904
補正されなかった款項に係る額		236,289,634		236,289,634
歳 入 合 計		326,950,460	5,775,204	332,725,664

歳 出

(単位：千円)

科 目		補正前の額	補 正 額	計
款	項			
6 総	務 費	9,503,758	5,775,204	15,278,962
	2 徴 税 費	2,466,689	5,775,204	8,241,893
補正されなかった款項に係る額		317,446,702		317,446,702
歳 出 合 計		326,950,460	5,775,204	332,725,664